

平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務仕様書

1 業務の名称

平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務

2 適用の範囲

平戸市（以下「本市」という）が発注する「平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務（以下「本業務」という）」を受託したもの（以下「受託者」という）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

3 業務の目的

平戸市では、脱炭素社会（ゼロカーボンシティひらど）の実現のため、温室効果ガス排出量について 2013 年度を基準年度として 2030 年度に 60%削減、2050 年度までには実質ゼロを目指している。その実現には、市民、事業者及び行政が一体となった地域裨益型の取組みが重要であり、まずは行政自らが率先して取り組むとともに、地域全体の脱炭素化を牽引することが必要である。

本業務は、令和 4 年度に実施した「再生可能エネルギー設備導入可能性調査」に基づき、市が主体となり未利用となっている地域森林資源を活用した木質バイオマス熱電併給設備について、実証事業に向け、設備設置を想定した環境影響調査や実施設計を行い、地域との共生やエネルギーの高度化に資するとともに、地域裨益型の温暖化対策を通じて地域の課題解決や地域産業の振興に寄与することを目的とする。

4 業務の期間

契約締結の翌日から令和 6 年 11 月 29 日まで

5 履行場所

平戸市森林組合南部事業所（平戸市東中山町 47-2）

6 業務の内容

(1) 環境影響調査

ア 騒音の影響や対策の調査

地域との共生を目的として、実証設備と同種類・同規模の発電機設置施設の騒音の実測を行い、計画値（予測値）との比較検証や対策案を検討し、実施設計に反映できるようにする。

イ 排ガスの影響や対策の調査

地域との共生を目的として、木質燃料の成分から排ガス発生量を予測。また、実証設備と同種類・同規模の発電機設置施設の排ガスの実測を行い、計画値（予測値）との比較検証や対策案を検討し、実施設計に反映できるようにする。

ウ 燃焼灰の処理方法の調査

燃焼灰の再資源化方法や処理方法の調査を実施。

エ 合意形成のための資料作成

地域住民の合意形成のための環境配慮事項に関する資料作成。

(2) 実証のための木質バイオマス熱電併給設備の実実施設計

ア 熱電併給システムの設計と費用積算

令和4年度「再生可能エネルギー設備導入可能性調査」による対象施設の電力需要や熱需要、導入設備の仕様、導入後の電力需給や熱需給等を整理し、木質チップ供給装置、木質チップ乾燥機、発電機、排熱回収装置、制御システム等の設計・積算を実施。

イ 最適な蓄電システムの設計と費用積算

効率性・経済性・安全性・耐久性に優れた蓄電システムの種類や規模を選定。

ウ 排熱利用システムの設計と費用積算

バックアップボイラ、配管、温風機、制御システム等

エ 最適な蓄熱システムの設計と費用積算

効率性・経済性・耐久性に優れた蓄熱システムの種類や規模を選定。

オ 簡易地盤調査

木質バイオマス熱電併給設備および機械室設置のための地盤の地耐力確認のための簡易調査を実施。

カ 機械室の設計と費用積算

木質バイオマス熱電併給設備を設置する機械室の設計・積算

キ 法令上の諸条件調査・申請手続き

木質バイオマス熱電併給設備の設置に係る法令及び条例（県条例を含む。）上の制約条件を調査及び必要な申請手続き。

ク 実証設備設置計画の作成

令和7年度木質バイオマス熱電併給設備設置工事、令和8年度（予定）木質バイオマス熱電併給設備における排熱利用設備設置工事に係る実証設備設置計画及び工程表の作成。

7 成果品

成果品の詳細については発注者と協議のうえ決定し、下記の紙出力各1部と電子データ各1部とする。

(1) 環境影響調査

ア 調査結果報告書（A4版）※¹

※¹ 地域住民の合意形成のための環境配慮事項に関する資料を含む。

(2) 実証のための木質バイオマス熱電併給設備の実施設計

ア 調査結果報告書（A4版）※²

※² 関係官庁への届出・申請関係書類及び実証設備設置計画を含む。

イ 設計図（A1版）：図面リスト、特記仕様書、設備系統図、設備機器表、配管図、電気配線図、発電設備関連図書、工程表等

ウ 事費内訳書（A4版）：単価等の算出根拠込み

9 留意事項

- (1) 木質バイオマス熱電併給設備については、国内で導入実績がある設備を選定すること。
- (2) 本業務を実施するにあたって、受託者は市の意図及び目的を十分理解した上で経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。
- (3) 受託者は本業務を実施するにあたり、当該契約に基づき市が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (4) 受託者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、本市と協議し、その指示に従わなければならない。
- (5) 本業務を効率的に遂行できるよう業務着手前までに、業務計画書（業務内容やスケジュール、実施体制等をまとめたもと）を本市へ提出すること。
- (6) 本市が検査及び国への報告に必要と判断した時は、必要書類の提出を求めることがある。
- (7) 本業務は国庫補助事業であり、本業務についての会計帳簿とその支出内容を証する書類は、本業務の完了日の属する年度の終了後5年間、他の経理と明確に区分して保管し、本市の指示に対し常に提出できるようにしておくこと。
- (8) 本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、本市の個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (9) 本業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。

- (10) 本業務の実施にあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (11) 本業務における成果品及びデータ等については、本市が著作権を持つものとし、自由に加工、複製、ホームページへの掲載等を行い、公表できるものとする。
- (12) 本業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

以上